

平成30年 7月 1日

従業員各位

株式会社 ゼニタ
代表取締役 銭田 良博

育児休業復帰に関する支援措置について

会社は、育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得および職場復帰を支援するために、当該従業員ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。

同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育児休業中の職場に関する情報および資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。

以上

株式会社 ゼニタ 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年7月1日～平成32年6月30日までの2年間

2. 内容

目標： 妊娠中や産休・育休復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

＜対策＞

- 平成30年 7月～ 窓口を設置し、社員へ周知する。